

【概要説明資料】朝霞市行政情報デジタル化推進方針（素案）に係るパブリック・コメントの実施について

1 趣旨

国は地方自治体における行政情報のデジタル化を推進することを目的に、令和2年12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定しました。本市においても、多様化・複雑化する市民ニーズに対応しつつ、将来にわたって継続して行政サービスを提供することが求められており、行政情報のデジタル化による業務の効率化や自動化、省力化は喫緊の課題です。

このような背景から、本市は、オンライン化やAI・RPA等のデジタル技術を活用することにより、市民の利便性の向上を目指すとともに、市職員が行政情報のデジタル化の必要性を認識し、限られた予算や人的資源を効果的に活用して効率的な行政運営をすることで、第5次朝霞市総合計画に掲げる将来像「私が暮らしつつげたいまち 朝霞」の実現に向けた施策を推進するため、行政情報のデジタル化に係る推進方針を策定することといたしました。

本方針は、国が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を受けて、国が各自治体に求めている重点取組事項をどのように進めていくかについて、本市の基本的な考えをまとめたものとします。

この度、方針の素案がまとまりましたので、市民の皆さんから広く御意見を募集します。

（参考）国の「自治体DX推進計画」における地方自治体に取り組むべき事項

【重点取組事項】

- (1) 自治体情報システムの標準化・共通化
- (2) マイナンバーカードの普及促進
- (3) 自治体の行政手続のオンライン化
- (4) 自治体のAI・RPAの利用推進
- (5) テレワークの推進
- (6) セキュリティ対策の徹底

【自治体DXの取組と合わせて取り組むべき事項】

- (7) 地域社会のデジタル化
- (8) デジタルデバイド対策

【その他】

- (9) BPRの取組の徹底（書面・押印・対面の見直し）
- (10) オープンデータの推進
- (11) 官民データ活用推進計画策定の推進

- 2 意見募集期間
令和4年9月1日（木）から令和4年9月30日（金）まで（必着）
- 3 公表資料（意見募集の対象）
 - ・朝霞市行政情報デジタル化推進方針（素案）
- 4 参考資料
 - ・朝霞市行政情報デジタル化推進方針（素案）に係るパブリック・コメントの実施について【本概要説明資料】
- 5 意見を提出できる方
 - （1）市内に住所を有する方
 - （2）市内に事務所又は事業所を有する方
 - （3）市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
 - （4）市内に存する学校に在学する方
 - （5）この案件に利害関係を有する方
- 6 意見提出方法
 - （1）意見書に記入すべき必要事項
 - ① 個人の場合は、氏名及び住所（押印は不要）。法人又はその他の団体の場合は、事務所の名称及び代表者の氏名、事務所の所在地（押印は不要）。
 - ② 意見及び理由
 - （2）提出方法
 - ・ 郵送、FAX、電子メール又は直接持参のいずれか。
 - ・ 匿名及び電話での受け付けは行いません。
※メールで送信する場合は、件名を「朝霞市行政情報デジタル化推進方針（素案）への意見」とし、添付ファイルは使用せずメール本文に記載してください。
 - （3）様式
様式は問いません。必要事項を記入し提出してください。
- 7 意見の公表
 - （1）提出された意見については、個別の回答は行いません。
 - （2）提出された意見は、後日、市ホームページ等で公表します。
 - （3）意見の内容以外の個人情報公表しません。
 - （4）ここで知り得た個人情報は、意見の取りまとめ以外には使用しません。

8 問い合わせ・提出先

〒351-8501

朝霞市本町1-1-1 朝霞市総務部デジタル推進課

電話：048-463-1274（直通）

FAX：048-467-0770

E-mail：digital@city.asaka.lg.jp